

厚真町子育て応援

子育て支援ポイント還元事業



厚真町では、子育て中の家庭の負担をサポートする下記の4つの還元事業があり、ポイント（あつまるポイント）が付与されます。

あつまるポイントは町内加盟店で、買い物などに使用できます。（1ポイント：1円）あつまるカードの詳細については2～3ページをご覧ください。

①子育て支援医療費還元

【対象】

厚真町に住所のある0歳から18歳（高校生）までの子どもの保護者の方
（※ただし、生活保護法による生活保護を受けている方は対象となりません。）

【医療費ポイント還元額】

保護者が病院に支払った子どもに係る医療費（一部負担金）全額がポイント還元されます。
（保険外負担金は含まれません。）

- *医療費が高額療養費の対象となる場合は、高額療養費相当額を控除した額とします。
- *こども園や学校、放課後児童クラブでケガなどをした場合で、災害共済給付の対象となった場合は、給付額を控除した額とします。
- *乳幼児のお子さんについては、初診時一部負担金（医科580円、歯科510円）が対象となります。また、医療費助成の対象となる場合は、医療費助成額を控除した額とします。

0歳～
18歳

②子育て支援高校生通学費等還元

町外の高校に在学している高校生（高等専門学校については1～3年生）の保護者が負担している高校生の通学費や下宿代等の一部をポイントとして還元します。

【対象】

町外の高校に在学している高校生の保護者の方

【高校生通学費等ポイント還元額と手続き】

1カ月につき5,000ポイント（長期休暇を除く年間10カ月上限）

- ・前期分（4～9月分）、後期分（10～3月分）の年2回
（各期についてそれぞれ長期休暇1カ月分を除いた5カ月が上限）
- ・受付期間：前期分8～10月、後期分2～4月 ※受付期間中にお手続きください。

町外の高校に通う
高校生

③賃貸住宅子育て世帯支援

町内の賃貸住宅に入居している子育て世帯に家賃の一部をポイントとして還元します。

【対象】 次のすべてに該当する世帯

- ・町内の賃貸住宅（子育て支援住宅、月額家賃48,000円以下を除く）に入居している世帯
- ・世帯合計所得5,844,000円以下の世帯
- ・18歳までの子どもを扶養（同居）している世帯
- ・町税等に滞納がない世帯

【還元内容】

0歳～18歳の扶養家族1人につき月額最大3,000ポイント

※上限は月額家賃から48,000円を差し引いた額

0歳～
18歳

④幼児育成プログラム給付金

子育て支援利用者負担額還元にかわり、令和7年4月から開始になる新たな給付金になります。

【対象】

厚真町に住所がある生後6カ月から満3歳までの子どもを監護している厚真町に住所がある保護者の方

(※ただし、生活保護法による生活保護を受けている方は対象となりません。)

【還元内容】

対象の子ども1人につき1か月6,000ポイント

6カ月～
3歳

●還元方法について

1. 「あつまるカード」と次の物をお持ちください。

①は医療機関の領収書（発行日から2年以内のものに限る）、②は発行日から2カ月以内の在学証明書又は在籍期間証明書、③は賃貸契約書及び家賃支払の証明となるものを、子育て支援グループ窓口又は上厚真支所までお持ちください。

②、③については町公式LINEからの申請も可能です。

2. 窓口で申請書に必要事項をご記入いただきます。

↳ (町公式ホームページからダウンロードできます。)

※④は対象者へ申請書を直接お渡ししています。申請書を提出していただきますと、毎月15日ごろに「あつまるカード」へ自動でポイントが付与されます。

●あつまるカードについて

あつまるカードは子育て支援ポイントと町内加盟店でのお買い物で貯まるポイントを一緒にまとめたポイントカードです。

●あつまるカードの使い方について

	お買い物をする	子育て支援サービスを受ける
ポイントを貯める	加盟店でのお買い物の際に提示すると100円につき1ポイント付与されます。 ※加盟店により200円～500円につき1ポイントの場合があります。	①～④の還元ポイントが付与されます。 ポイントは子育て支援グループ又は上厚真支所で付与します。 ※ポイントの付与には、申請書、領収書などが必要です。
ポイントを使う	「あつまるカード」のポイントの差し引きによりお買い物ができます。	
ポイントの有効期限	ポイント付与の年度も含めて3カ年度 ※令和6年度に付与されたポイントの有効期限：令和9年3月末以後、同様に2年経過後の年度末で期限切れとなり、自動失効されます。	

教育サポート券

500ポイント毎に教育サポート券(レシート)を発行します。寄付したい団体名を記入して回収箱に投函すると1枚あたり10円が寄付されます。

寄付団体：町内小中学校、こども園、スポーツ少年団、子ども会など

見守り機能

あつまるカードの使用が14日間確認されない場合に登録したメールアドレスにメールが届く機能です。

希望により追加できます。

※高齢者が対象です。

あつまるカード加盟店

上厚真地区

- ・折坂商店
- ・さとう理容院
- ・小川商店
- ・P&Mヤグラ
- ・穴田米穀店
- ・オートリペアナスノ
- ・ホクレン上厚真給油所
- ・ローソン上厚真店
- ・あつまランドリー
- ・手嶋板金工業
- ・テンアール(株)

錦町地区

- ・厚真園(坂本商事)
- ・厚真公益社
- ・食空間ゆるり
- ・Aコープ厚真店
- ・スナック SAKURA
- ・Animal total care HAYA
- ・ホクレン厚真給油所
- ・生産資材/とまこまい広域農業協同
- ・車両整備/とまこまい広域農業協同

京町地区

- ・岡部薬品
- ・東電機商会
- ・ナイトスーパー徳永
- ・山田商店
- ・カネナカ中島食堂
- ・まちなか交流館
- ・北海道エア・ウォーター
- ・あつまルーラル整体院
- ・TREASURETRADING
- ・Oeuf
- ・伝平さんの畑
- ・潮騒
- ・高鮎
- ・スナック Rose

表町地区

- ・市原精肉店
- ・まこと商事
- ・スナック愛結
- ・あつまみらい
- ・ハマナスクラブ厚真藤井店
- ・中川商店

本郷地区

- ・葺重自工
- ・寒露
- ・ドライブイン本郷
- ・厚真オートサービス
- ・こぶしの湯あつま
- ・Re:Spec
- ・厚真町観光協会

本町地区

- ・厚真燃料
- ・梅原商店
- ・江戸っ子
- ・新星自動車整備工場
- ・Boulangerie pellant

豊沢地区

- ・Olive
- ・真鹿

燃やせるごみ用指定ごみ袋支給事業



経済的負担軽減のため、日常的に紙オムツを使用している世帯に燃やせるごみ用の指定ゴミ袋を支給します。

* 20リットルの燃やせるごみ指定袋 1 か月 10 枚 (年間最大 120 枚)

【対象者】

- ① 3 歳未満の乳幼児と同居している保護者
- ② 厚真町身体障がい児等に係る日常生活用具の給付等に関する規定に基づき、紙オムツの交付を受ける者又はその保護者

出産祝金の支給



厚真町に 1 年以上在住している方で、第 3 子以降の子どもが生まれた場合に、出生した子ども 1 人につき 10 万円を出産祝い金として支給します。

厚真町育英資金の貸付 (無利子)



【対象者】

- ① 短期大学、大学、大学院 (防衛大学は除く)
- ② 高等専門学校 (第 4、第 5 学年及び専攻科)
- ③ 専修学校専門課程 (修業年限が 2 年以上に限る)
- ④ 国外において、①～③に掲げる学校に相当する教育内容を行う学校

※上記①～④に該当する学校の入学予定者が在学生の保護者などで厚真町に住所のある方
なお、入学予定者、在學生への直接貸付はできません。

【就学時期】

高等学校を卒業した者が上級の学校に就学する場合は、高等学校を卒業後5年以内
※上記の上級学校を卒業した者がさらに上級の学校に就学する場合は、上記の上級学校を
卒業後5年以内

【補助・助成などの金額】

月額6万円を限度に1万円単位の希望額

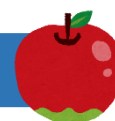
【返済方法】

卒業後、6か月据え置きで、借りた期間の3倍の期間内で口座振替等により返済

【選考基準】

町育英資金選考基準に基づき、成績、学習意欲、家庭の所得等を考慮し貸付者を決定します。

就学援助制度（学用品費などの援助）/小学生・中学生



【対象者】

- ①生活保護が停止か廃止になった世帯
- ②町民税が非課税か減免になった世帯
- ③個人事業税や固定資産税が減免になった世帯
- ④国民年金保険料の減免、国民健康保険料が減免、又は徴収が猶予された世帯
- ⑤児童扶養手当を受給している世帯
- ⑥世帯更生資金を利用している世帯
- ⑦公共職業安定所に登録している日雇労働者又は失対手帳を有する日雇労働者の世帯
- ⑧その他経済的理由によりお困りの家庭

【援助内容】

学用品費、新入学用品費、修学旅行費、学校給食費、体育実技用具費、PTA会費
生徒会費、校外活動費、学校病医療費（学校保健法で規定する疾病）、クラブ活動費、
オンライン学習通信費

補足給付費制度（こども園給食費・教材費などの援助）/こども園園児



【対象者】

- ①生活保護法による被保護世帯等
- ②市町村民税非課税世帯

【援助内容】

給食費、教材費